

平成二十六年十一月十日提出
質問第六五号

外務省におけるワインの保管体制等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省におけるワインの保管体制等に関する再質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一八六第五二号）並びに、「前回答弁書」（内閣衆質一八七第四三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、当方が日本の食文化普及の上でも国産ワインをもっと使うべきではないかと問うたのに対し、「前回答弁書」では「外務省では、諸外国の要人の接遇等に資するため、質、価格等に関する情報や想定される使用の機会、海外における日本の食文化の普及促進の観点等を勘案し、同省大臣官房において選定を行い、同省においてしかるべく決裁を経た上で、購入しているものである。」との答弁がなされている。当方は、決裁どうこうについて問うたのではなく、日本の食文化普及の上でも国産ワインをもっと使うべきではないかと問うたのである。再度、外務省として日本の食文化普及のために国産ワインをもっと使うことは考えているか答えられたい。

二 前回質問主意書で、「政府答弁書」では、「在外公館において購入したワインの産地別の本数については、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右を外務省本省として正確に把握していないということかと確認を求めたことに対し、「前回答弁書」で

は、「先の答弁書（平成二十六年三月七日内閣衆質一八六第五二号）四について述べたとおりである。」との答弁がなされているだけで、当方の質問に対しなんら誠実な答弁がなされていない。外務省として、在外公館において購入したワインの産地別の本数を正確に把握しているのか、それとも正確には把握できていないのか。端的に答えられたい。

三 「政府答弁書」では、二〇一二年度、二〇一三年度（二〇一四年一月三十一日現在）において、在外公館でそれぞれ約六千五百万円、五千五百万円ものワインが購入されていることが明らかになっている。それぞれの在外公館で、どこで生産されたワインが何本購入されているのかを正確に把握し、購入にかかる費用をもっと低減できないのか等について国民に情報を開示する責任を外務省は負っていると考え。前回質問主意書で、外務省として、時間を要したとしても、在外公館で購入されたワインの原産地国を調査し、国民に情報を開示するべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では、「先の答弁書（平成二十六年三月七日内閣衆質一八六第五二号）四について述べたとおりである。」との答弁がなされているだけで、当方の質問に対してなんら誠実な答弁がなされていない。外務省として、時間を要したとしても、在外公館で購入されたワインの原産地国を調査する意志はあるのか。また国民に情報を開示する意志

はあるのか、再度質問する。

右質問する。